資料６

温泉法に基づく温泉掘削許可について

[大阪府環境審議会温泉部会報告書]

大阪府環境審議会温泉部会長

令和２年８月２１日に知事から諮問があった温泉法第32条に定める事項について、同日に温泉部会を開催し、審議を行った。

審議の結果、同日付けで答申を行ったので、「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第３条第７項の規定に基づき報告する。

　なお、「大阪府環境審議会条例」第６条第７項及び「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第３条第６項の規定に基づき、温泉部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

（別　紙）

令和２年度第１回大阪府環境審議会温泉部会

　（令和２年８月２１日　場所：ホテルプリムローズ大阪）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 申　請　地 | 申　請　者 | 答　申　内　容 |
| 温  泉  掘削 | 吹田市千里丘北２９６番２ | マスターズアメニティ株式会社 | 本申請については１００メートル以深にストレーナーを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める |

計１件